



## 確定拠出年金制度の改正について

近年、確定拠出年金や確定給付企業年金等の企業年金の普及・拡大のため、制度の大幅な改正が行われています。今回のあおぞらレターでは、確定拠出年金制度の改正の中でも「個人型年金への加入者の拡大(平成29年1月1日施行)」と、「確定拠出年金の掛金拠出単位の年単位化(平成30年1月1日施行)」についてご案内いたします。

### ◆ 個人型年金への加入対象者の拡大 (平成29年1月1日施行)

これまで確定拠出年金に加入できなかった第3号被保険者や公務員、企業年金がある企業の会社員も、個人型年金への加入が可能となりました。これで、60歳未満のほぼすべての人が確定拠出年金に加入できるようになりました。

加入対象者	自分の勤めている企業での企業年金制度 (厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型の 確定拠出年金等)の有無	個人型の 確定拠出年金への加入	
		改正前	改正後
60歳未満の企業の従業員 (公務員を除く厚生年金被保険者)	あり	×	○(注)
	なし	○	○
60歳未満の私学共済加入者	あり	×	○
	なし	×	○
自営業者 (20歳以上60歳未満の国民年金第 1号被保険者)		○	○
公務員		×	○
国民年金第3号被保険者 (専業主婦)		×	○

(注) 企業型年金加入者が個人型に重複加入する場合は、企業型年金規約に定めることが必要。  
マッチング拠出を実施している場合は個人型年金に加入できない。

### ◆ 確定拠出年金の掛金拠出単位を年単位に変更 (平成30年1月1日施行)

これまで確定拠出年金の掛金限度額が「月単位」で決められていましたが、「年単位」に変更されます。そのため、今後は、掛金拠出限度額の管理を年単位で行い、掛金の拠出を年1回以上定期的に行うことが可能になりました。これにより、賞与月にまとめて掛金を納付するなど、ニーズに合った掛金の納付をすることができます。



項目	改正前	改正後
拠出限度額の管理	月単位	年単位
拠出のタイミング	毎月拠出	年1回以上の定期的な拠出(年1回、年2回等)が可能 ※毎月拠出も可能

今後の  
改正予定

上記の改正以外に、平成30年5月1日に、「個人型DC小規模事業主掛金納付制度の創設」、「簡易型DC制度の創設」、「制度間ポータビリティの拡充」が予定されています。

個人型確定拠出年金の対象者拡大や利便性の向上を背景に、個人での税制メリットも大きいことから、企業でも福利厚生を意識した確定拠出年金制度の導入や、新たに企業型確定拠出年金制度を導入するケースが増えています。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277